

周南市上下水道局入札傍聴要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、周南市上下水道局が行う入札の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴することができる入札)

第 2 条 傍聴することができる入札は、入札担当課が執行する入札（電子入札システムによる場合を除く。）とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 入札を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴しようとする入札の執行予定時刻の 15 分前までに所定の場所において、氏名を入札傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第 4 条 傍聴人の受付は、先着順で行うものとする。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、10 人とする。

(傍聴することができない者)

第 6 条 次に該当する者は、入札を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、入札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(入札会場への入場)

第 7 条 傍聴人は、傍聴しようとする入札の執行時刻までに入札会場へ入場しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、入札会場内においては常に静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により、入札執行に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、発言等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (5) 会場内においては、携帯電話等の音を発する機器の電源を切っておくこと。
- (6) 騒ぎ立てる等入札の妨害となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札会場の秩序を乱し、又は入札の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影、録画等の禁止)

第9条 傍聴人は、写真、映像等の撮影、録画、録音等をしてはならない。

(入札担当課職員の指示)

第10条 傍聴人は、入札を傍聴するに当たっては、全て入札担当課職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 入札執行者は、傍聴人がこの要綱に違反すると認めたときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。